

令和7年度予算 245億円 + 令和6年度補正予算 829億円 (245億円)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗ずる等の加算を行う

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）

（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

(公立) 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）